

議会の委任による専決処分の報告  
(世田谷区立池之上小学校改築工事)

- 1 契約件名 世田谷区立池之上小学校改築工事
- 2 相手方 東京都世田谷区奥沢五丁目28番10号  
大明・小俣・中秀建設共同企業体  
代表者 東京都世田谷区奥沢五丁目28番10号  
株式会社大明建設  
代表者 田中継明  
構成員 東京都世田谷区上馬四丁目26番4号  
小俣建設工業株式会社  
代表者 松尾光徳  
構成員 東京都世田谷区北烏山三丁目7番4号  
株式会社中秀工業  
代表者 中村大路
- 3 契約金額 議決金額 2,527,800,000円  
変更金額 2,793,032,000円
- 4 工期 令和6年6月28日
- 5 変更理由 ①令和4年3月適用の公共工事設計労務単価に係る特例措置のため。  
②工事請負契約約款第25条第6項の規定に基づき、賃金水準及び物価水準の変動に係る費用を追加する必要があるため。  
③工事着手後、地中空洞が発見され、くい施工方法の変更が必要になるとともに、このことに伴う工期延伸により共通仮設費、現場管理費や一般管理費が増加したため。
- 6 専決処分日 令和6年5月22日